

電子的診療情報連携体制整備加算 に係る掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の体制を有しています。

- 1.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 2.オンライン請求を行っています。
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 4.個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
- 5.マイナ保険証の利用率が30%以上を有しております。
- 6.マイナ保険証のご利用について、声掛けやポスター掲示を行っています。
- 7.医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実現するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しております。

令和8年6月
長岡中央総合病院